

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年9月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年9月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マンガ倉庫鹿屋店

鹿屋市寿八丁目714番2 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年3月13日

3 意見の概要

(1) 鹿屋市長

ア 駐車需要の充足その他による周辺住民及び商業等の利便確保のために配慮すべき事項

(ア) 児童生徒の通学路でもあるため安全性に留意してください。（特に市道寿南北7号線）

(イ) 事業所ごみは「事業所が責任を持って適正に処理しなければならない。」となっていますので、事業所が責任を持って正しい処理（収集委託等）をお願いします。

(ウ) 危険物等の管理（特に夜間）を確実に行ってください。

(エ) 施錠を確実に行ってください。

(オ) 繁忙期等における警備員を配置（駐車場等）してください。

(カ) 外灯を設置して防犯対策を行ってください。

イ 騒音の発生その他による周辺地域の環境悪化防止のために配慮すべき事項

(ア) 工事に係る騒音・振動等については、周辺住民の理解を得ると共に、苦情については誠意を持って対処してください。

(イ) 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定建設作業，特定施設又は指定施設に該当する場合は届け出てください。

(ウ) 事業所ごみは「事業所が責任を持って適正に処理しなければならない。」となっていますので、事業所が責任を持って正しい処理（収集委託等）をお願いします。

ウ その他

(ア) 計画地は鹿屋都市計画区域内で、近隣商業地域及び第一種中高層住居専用地域です。

(イ) 屋外広告物法及び鹿児島県屋外広告物条例の規定により、自家用広告物（自己の店舗や事務所，倉庫などに設置する公告物）を設置する場合で基準を超えるものは許可が必要になります。屋外広告物を設置する場合は鹿屋市都市政策課へご相談ください。

(ウ) 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。しかし埋蔵文化財の性格上、工事中に発見される可能性があります。もし工事中に発見した場合は現状を変更することなく速やかに教育委員会へご連絡ください。